

令和5年10月6日14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

木津川道路株式会社

期間: 令和5年10月6日から令和6年1月5日まで(3ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

木津川道路株式会社の代表取締役を含む3人が公契約関係競売入札妨害の疑いで再逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 おおぎり あつひこ 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 いそかわ けんいち 磯川 健一 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 たくわ ゆうじ 宅和 祐治 (内線 6310)

経理調達課長補佐 のぐち みちひさ 野口 道久 (内線 6313)

令和5年10月6日
近畿地方整備局

木津川道路株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

木津川道路株式会社は、営業所に常勤の専任技術者がいるように見せかけた虚偽の書類により不正に特定建設業許可を受け、この虚偽申請に基づき宇治田原町発注の公園工事の入札に参加し、受注した。このため、令和5年7月26日、公契約関係競売入札妨害の疑いで代表取締役を含む3人が再逮捕された。

2. 指名停止措置理由

木津川道路株式会社の代表取締役を含む3人が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：木津川道路株式会社

京都府木津川市加茂町高田柿ノ内95番地2

代表取締役 多田 涼子

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年10月6日から令和6年1月5日まで（3ヵ月）

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

（公契約関係競売等妨害又は談合）

10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。